



つくばみらい市デマンド乗合タクシー利用券の販売料に係る収納事務を次の者に委託するので、地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 3 月 31 日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



委託先	所在地	委託期間
公益社団法人つくばみらい市シルバー人材センター	つくばみらい市古川 1015 番地 1	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
守谷タクシー有限公司	守谷市本町 348 番地 1	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
有限会社常陽観光タクシー	つくばみらい市小張 4775 番地 7	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
さくら住宅株式会社	つくばみらい市細代 704 番地 1	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで